

社会法案議会を通過

(西ドイツ)

ドイツ連邦議会は5月13日野党の反対をおして年金立直し法(Renten-sanierungsgesetz)と保健関係費節約法(Gesetz zur Kostendämpfung im Gesundheitsbereich)を通過させた。さらに戦争犠牲者年金調整法(Gesetz zur Anpassung der Kriegsopferrenten)は最後の段階で野党CDU/CSCの同意が得られた。以上3つの法律は7月1日から発効する。これはこれと同時に年金を9.9%増額する期限と一致するためである。ただし保健費用節約法は参議院の同意を要するが、参議院を構成する各州の反対が予想されている。

年金調整は各党すべて賛成して、年金保険の年金、戦争犠牲者年金は7月1日から9.9%，農家老齢扶助の老齢手当は明年1月1日から9.9%増額され、災害保険の現金給付も明年1月1日から7.3%増額される。

年金調整の時期を1978年7月1日から79年1月1日に半年ずらすことも野党の同意が得られた。さらに連邦労働公社がその措置を受けている者に対して、年金保険の拠出を代わって支払うこととする、という政府案も野党の同意が得られ、この結果景気の変動で就業者数が変わるために、年金保険の収入が不安定になる悩みは解消された。

保健費用制限法案(Gesetzentwurf zur Kostenbegrenzung im Gesundheitsbereich)は野党連合から全面的に拒否された。特に疾病保険の拠出測定期度を、年金保険の測定期度の75%から85%に上げる点が批判されたのである。

保健関係費節約法により、疾病金庫と金庫医は毎年診療報酬增加について全国統一の勧告を行うこととなり、各金庫は医師との契約に当つてこれに拘束されないが、配慮しなければならないことになる。このほか医師と金庫は毎年

医薬の最高額を定め、それを越えた場合規定を守らなかった医師は償還の義務がある。一方患者も今後は医療費に責任をもつこととなり、処方箋料は規定の医薬毎に1マルクを負担すると共に、頭痛薬や軽度の鎮静剤などの些細なものは自己負担となる。

病院関係では病院は投資、再投資の費用を分担することとなったほか、入院費は今後は病院と疾病金庫の間で直接交渉することとなる。また外来、入院治療に当つて費用節約の面で医師と病院の協力を改善する。

この病院の節約措置については既に参議院で各州の反対に面しており、州は保健関係費節約法を6月3日の本会議で否決して、両院協議会にもちこまれることは確実である。

連邦労相Ehrenbergは保健費用の制限を各州の首相に極力訴え、これ以上無制限に費用をあげるのは疾病保険制度を内側から崩壊させてゆくとしている。

(一方以上の社会法案に対し、戦争犠牲者、軍人の各種団体は烈しく反対しており、また疾病金庫医連盟、病院協会等も参議院での承認を阻止すべく全力を尽くす、これに強い不満の意を表明している。

Süddeutsche Zeitung 14, 15, Mai 1977.

(安積銳二 国立国会図書館)

保護されていない児童の権利

(アメリカ)

アメリカでは、児童、小数種族、貧困者等の弱者は、訴訟手続中にも一般成人と同様な法的保護が受けられない実情であるが、今あらためて、こうした実情が問題になっている。

このほど、連邦最高裁判所は、主要な児童の権利に関する事件について、7